



山形県公報

平成26年11月14日（金）
第2597号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1225
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…1226
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（同）…同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…同
- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………（同）…1227
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 争議行為を行う旨の通知……………（雇用対策課）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（置賜総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…1228
- 県営土地改良事業計画の決定……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…1229
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同

公安委員会関係

規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………1230

公 告

- 平成27年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験の実施……………（教育委員会）…同
- 平成27年度採用山形県立特別支援学校実習教諭選考試験の実施……………（同）…1233
- 一般競争入札の公告……………（警察本部）…1235

正 誤

告 示

山形県告示第954号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
合同会社ハウスカ 鶴岡市美原町17番17号	合同会社ハウスカ 鶴岡市美原町17番17号	放課後等デイサービス	平成26. 10. 29

山形県告示第955号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ほ し 薬 局 戸 沢 店	最上郡戸沢村大字古口字古口4356番地1	平成26. 7. 1
森 歯 科 ク リ ニ ッ ク	東根市中央南一丁目5番16号	同 9. 1

山形県告示第956号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
訪問看護ステーションやまがた
山形市松栄一丁目5番63号
- 届出の内容

指 定 医 療 機 関 の 所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
山形市松栄一丁目5番45号	山形市松栄一丁目5番63号	平成26. 9. 1

山形県告示第957号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
ナ カ タ 西 大 通 薬 局	米沢市西大通二丁目2番39号	平成26. 3. 31
東 根 歯 科	東根市中央南一丁目5番16号	同 8. 31
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 小 白 川	山形市小白川町二丁目3番31号	同 9. 1

山形県告示第958号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	再開年月日
後 藤 医 院	北村山郡大石田町大字大石田乙94番地	平成26. 9. 9

山形県告示第959号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスセンター クローバー	通 所 介 護 介護予防通所介護	酒田市山居町二丁目10番7号	平成26. 6. 30
グループホームさわやか	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	西置賜郡飯豊町大字萩生4284-3番地	同 9. 1

山形県告示第960号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全日本自治団体労働組合日本海総合病院職員労働組合執行委員長戸塚秀樹から、争議行為を行うことについて、平成26年10月31日次のとおり通知があった。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

山形県又は酒田市に準拠した賃金制度・労働条件の実現等の要求に関する件

2 期 間

平成26年11月19日午前8時30分から午前9時30分まで

3 場 所

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院
酒田市あきほ町30番地

4 概 要

救急対応等のため必要とする人員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第961号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
吉野川土地改良区
- 2 事務所の所在地
南陽市蒲生田1954番地の2
- 3 認可年月日
平成26年11月4日

山形県告示第962号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
梨郷土地改良区
- 2 事務所の所在地
南陽市梨郷1357番地の2
- 3 認可年月日
平成26年11月6日

山形県告示第963号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営鶴岡中部地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鶴岡中部地区土地改良事業（農業基盤整備促進事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成26年11月18日から同年12月17日まで
- 4 その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第964号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営鶴岡西部地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鶴岡西部地区土地改良事業（農業基盤整備促進事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成26年11月18日から同年12月17日まで
- 4 その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすること

とができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年11月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 左沢浮島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字大沼字川前554番2から 同 上まで	旧	21.1メートル } 4.8	メートル 59
同 上	新	39.1メートル } 9.4	同 上

山形県告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年11月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 左沢浮島線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大沼字川前554番2から
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成26年11月14日

山形県告示第967号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年11月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 福寿野熊高線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字赤松字中島386番1から 同 410番1まで	旧	49.0メートル } 21.0	メートル 82
同 上	新	33.0メートル } 19.0	同 上

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月14日

山形県公安委員会

委員長 小林 由紀子

山形県公安委員会規則第5号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「別表1」を「別表第1」に改め、同項第3号ウ(ウ)中「第21条の9の6」を「第21条の5」に改める。

第5条第1項第1号中「第4条第1項第2号」を「前条第1項第2号」に改める。

別表第2中「尾花沢市大字野黒沢字下野黒沢681番2」を「尾花沢市大字尾花沢字高田5596番1」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月16日から施行する。

公 告

平成27年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験を次のとおり実施する。

平成26年11月14日

山形県教育委員会

教育長 菅 野

滋

1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

校種	職	職務内容	志願資格	採用見込数
高等学校	実習教諭	普通系 高等学校において、理科、家庭及び情報に係る実験又は実習について教諭の職務を助ける。	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者（平成27年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）及びこれと同等以上の学力を有する者	若干名
		農業系 農業に関する学科を置く高等学校において、農業に係る実習について、教諭の職務を助ける。	次の①、②のいずれかに該当する者 ①高等学校、大学等において農業関係の学科を修めて卒業した者又は平成27年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者 ②高等学校における農業に関する指導経験を1年以上有する者又は平成27年3月31日までに1年以上有する見込みの者	若干名

（注1）実習教諭：学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条第2項に規定する実習助手

（注2）各系共通の志願資格：地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

2 有していることが望ましい知識、技術、資格等

職種、教科等	有していることが望ましい知識、技術、資格等
実習教諭 普通系	<ul style="list-style-type: none"> 理科、家庭及び情報に関する基本的な知識と技術 ワープロソフト、表計算ソフトの基本的な操作ができること。
実習教諭 農業系	<ul style="list-style-type: none"> 農業に関する知識と技術 ワープロソフト、表計算ソフトの基本的な操作ができること。 取得資格の例 大型自動車免許、大型特殊自動車免許、家畜人工授精師免許、危険物取扱者（乙種）、けん引免許、農業機械整備士 等

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

イ 用紙の請求先

山形県教育庁総務課教職員室（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

ロ 配布開始日

平成26年11月14日（金）

ハ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）の上、140円切手（速達は420円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表に「県立高等学校実習教諭選考試験実施要項請求」と朱書して簡易書留で申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験のため提出するもの

(イ) 志願書

(ロ) 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

ロ 第二次選考試験のため提出するもの（第二次選考試験の試験当日持参する。）

(イ) 推薦書（厳封親展）

※ 推薦書の様式は、第一次選考試験の合格者に送付するが、第一次選考試験の結果発表後に山形県ホームページからダウンロードすることができる。

(ロ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

(ハ) 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

受付期間	受付時間	提出先
平成26年11月17日（月）から 平成26年11月28日（金）まで	午前9時から午後5時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	山形県教育庁総務課教職員室 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

イ 志願書は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（高等学校実習教諭）在中」と朱書し、裏には氏名を記入すること。

ロ 郵送による出願は、必ず簡易書留で、平成26年11月28日（金）までの消印有効とする。

(4) 受験票の送付

12月10日（水）頃に、返信用封筒を使用して志願者宛に受験票を発送する。受験票に記載された指示に従って必要事項を記入の上、志願書と同一の写真を貼って、試験当日に持参すること。

4 選考試験

(1) 第一次選考試験

イ 日時 平成26年12月19日（金）午前9時30分から

ロ 試験会場 山形県教育センター（天童市大字山元字犬倉津2515番地）

ハ 試験内容

(イ) 筆記試験 一般教養については、教育的分野についての知識、法規等を含む。

専門分野については、普通系は理科、家庭、情報に関する内容、農業系は農業に関する内容を中心とする。

(ロ) 作文

ニ 日程 実施要項のとおり

(2) 第二次選考試験

第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験会場は、次のとおりとする。

なお、集合時刻と場所等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

イ 期日 平成27年1月27日（火）

ロ 試験会場 山形県庁（山形市松波二丁目8番1号）

ハ 試験内容 個人面接

5 選考試験結果の通知等

(1) 第一次選考試験の結果発表は、平成27年1月14日（水）午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は、平成27年2月3日（火）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 採用は、平成27年4月1日以降とする。

(3) 選考試験の結果についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

6 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教職員室に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）

開示内容	開示期間	開示場所
第一次選考試験の筆記試験得点 及び総合ランク	合格発表の日から1か月間 (2月13日午後4時30分まで)	山形県教育庁総務課教職員室
第二次選考試験の総合ランク	合格発表の日から1か月間 (3月2日午後4時30分まで)	

7 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点

志願職種	筆記試験		作文	満点
	一般教養	専門分野		
実習教諭（普通系）	50点	50点	50点	150点
実習教諭（農業系）				

(2) 第二次選考試験の配点

志願職種	個人面接	満点
実習教諭（普通系）	100点	100点
実習教諭（農業系）		

(3) 選考基準

- イ 第一次選考試験では、筆記試験の合計得点により選考する。
- ロ 第二次選考試験では、第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、資格・免許等を総合的に勘案し選考する。

(4) 評価の観点

- イ 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ロ 個人面接では、「教育公務員としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。

8 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁総務課教職員室（電話番号023(630)2863）に問い合わせること。

平成27年度採用山形県立特別支援学校実習教諭選考試験を次のとおり実施する。

平成26年11月14日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 野 滋

1 選考を行う校種・職・職務内容・受験資格・採用見込数

校種	職	職 務 内 容	受 験 資 格	採用見込数
特別支援学校	実習教諭	職業科等（情報、木工、窯業、園芸農業、家庭）の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格事項に該当しない者 ・高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者（平成27年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）及びこれと同等以上の学力を有する者 	若干名

(注) 実習教諭：学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条において準用する同法第60条第2項に規定する実習助手

2 有していることが望ましい知識、技術等

職	有していることが望ましい知識、技術等
実習教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・木工、窯業、園芸農業に関する基礎的な知識と技術 ・被服に関する基礎的な知識と技術 ・パソコンに関する基礎的な知識と技術

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

- イ 用紙の請求先
山形県教育庁総務課教職員室（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）
- ロ 配布開始日
平成26年11月14日（金）
- ハ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）の上、140円切手（速達は420円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表に「県立特別支援学校実習教諭選考試験実施要項請求」と朱書して簡易書留で申し込むこと。

(2) 提出書類

- イ 第一次選考試験のため提出するもの
 - (イ) 志願書
 - (ロ) 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）
- ※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に

「様」を明記し、82円切手を貼ること。

ロ 第二次選考試験のため提出するもの（第二次選考試験の試験当日持参する。）

(イ) 推薦書（厳封親展）

※ 推薦書の様式は、第一次選考試験の合格者に送付するが、第一次選考試験の結果発表後に山形県ホームページからダウンロードすることができる。

(ロ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

(ハ) 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

受付期間	受付時間	提出先
平成26年11月17日（月）から 平成26年11月28日（金）まで	午前9時から午後5時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	山形県教育庁総務課教職員室 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

イ 志願書は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（特別支援学校実習教諭）在中」と朱書きし、裏には氏名を記入すること。

ロ 郵送による出願は、必ず簡易書留で、平成26年11月28日（金）までの消印有効とする。

(4) 受験票の送付

12月10日（水）頃に、返信用封筒を使用して志願者宛に受験票を発送する。受験票に記載された指示に従って必要事項を記入の上、志願書と同一の写真を貼って、試験当日に持参すること。

4 選考試験

(1) 第一次選考試験

- イ 日時 平成26年12月19日（金）午前9時30分から
- ロ 試験会場 山形県教育センター（天童市大字山元字犬倉津2515番地）
- ハ 試験内容 一般教養筆記試験（高等学校卒業程度）及び作文
- ニ 日程 実施要項のとおり

(2) 第二次選考試験

第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験会場は、次のとおりとする。
なお、集合時刻と場所等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

- イ 期日 平成27年1月27日（火）
- ロ 試験会場 山形県庁（山形市松波二丁目8番1号）
- ハ 試験内容 個人面接

5 選考試験結果の通知等

(1) 第一次選考試験の結果発表は、平成27年1月14日（水）午後3時の予定。第二次選考試験の結果発表は、平成27年2月3日（火）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 採用は、平成27年4月1日以降とする。

(3) 選考結果の合否についての電話等での問い合わせには、一切応じない。

6 選考試験結果の開示について

第一次選考試験及び第二次選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教職員室に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）

開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第一次選考試験の一般教養筆記試験得点及び総合ランク	合格発表の日から1か月間 (2月13日午後4時30分まで)	山形県教育庁総務課教職員室
第二次選考試験の総合ランク	合格発表の日から1か月間 (3月2日午後4時30分まで)	

7 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

志願職種	一般教養筆記試験	作 文	満 点
実習教諭	100点	50点	150点

選考基準：第一次選考試験では、一般教養筆記試験と作文の合計得点により選考する。

(2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

志願職種	個人面接	満 点
実習教諭	100点	100点

選考基準：第二次選考試験では、第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、経歴や資格等を総合的に勘案し選考する。

(3) 評価の観点

イ 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。

ロ 個人面接では、「教育公務員としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。

8 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁総務課教職員室（電話番号023(630)2864）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、公用携帯電話サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部 101会議室（1階）

(2) 日 時 平成26年12月25日（木） 午後2時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び特定役務の名称並びに数量

公用携帯電話サービス 922台

(2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 平成27年2月1日から平成30年1月31日まで

(4) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち2箇月分に相当する金額により行う。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち2箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書には内訳として初期導入費用及びサービス費用（2箇月分）を記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品等に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部施設装備課装備係

電話番号023(626)0110

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所

入札説明書及び仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部警務部施設装備課装備係で交付する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ契約期間の総額（入札書に記載されたサービス費用（2箇月分）に18を乗じて得た額及び初期導入費用の合計額とする。）が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様書に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成26年11月28日（金）午後4時まで山形県警察本部警務部施設装備課装備係に提出すること。

また、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていない者でこの入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書、応札物品仕様書及び証明書等を平成26年11月25日（火）午後4時までに同係に提出すること。

- (2) 応札物品仕様書及び証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書等については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書等を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: A service of 922 official cellular phones
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. December 25, 2014
- (3) Contact point for the notice: Facility and Equipment Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL 023 (626) 0110

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成22. 6. 1	第2150号	696	13	2 認定区域 東根市温泉 町二丁目4280番1	2 認定区域 東根市温泉 町二丁目4270番1

平成26年11月14日印刷
平成26年11月14日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056